

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年1月14日

【四半期会計期間】 第11期第1四半期
(自平成20年9月1日至平成20年11月30日)

【会社名】 株式会社リンク・セオリー・ホールディングス

【英訳名】 LINK THEORY HOLDINGS CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 佐々木 力

【本店の所在の場所】 東京都港区南青山5丁目4番35号

【電話番号】 03-3407-7502(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役グループCFO 大西 秀亜

【最寄りの連絡場所】 東京都港区南青山5丁目4番35号

【電話番号】 03-3407-7502(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役グループCFO 大西 秀亜

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次		第11期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第10期
会計期間		自 平成20年 9月1日 至 平成20年 11月30日	自 平成19年 9月1日 至 平成20年 8月31日
売上高	(百万円)	16,026	59,887
経常利益	(百万円)	400	396
四半期純利益又は 当期純損失()	(百万円)	23	197
純資産額	(百万円)	11,205	11,225
総資産額	(百万円)	38,600	40,310
1株当たり純資産額	(円)	70,339.82	70,495.46
1株当たり四半期純 利益又は1株当たり 当期純損失()	(円)	148.46	1,262.40
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益	(円)	148.36	
自己資本比率	(%)	29.0	27.8
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	27	1,061
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	292	103
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	1,736	1,229
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)	3,180	5,312
従業員数	(名)	1,865	1,850

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第10期潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

3 第10期の当期純損失の計上は、欧州子会社の税引前当期純損失及び米国子会社ののれん償却額について繰延税金資産が認識できないため税負担率が増加したこと等によります。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における状況

平成20年11月30日現在

従業員数(名)	1,865 (312)
---------	---------------

(注) 従業員数は就業人員(受入出向社員を含んでおります。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー及び人材派遣会社からの派遣社員を含んでおります。)は、1人1日8時間換算による当四半期連結会計期間の平均人数を()外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成20年11月30日現在

従業員数(名)	50 (1)
---------	----------

(注) 従業員数は就業人員(受入出向社員を含んでおります。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー及び人材派遣会社からの派遣社員を含んでおります。)は、1人1日8時間換算による当四半期会計期間の平均人数を()外数で記載しております。

第2 【事業の状況】

1 【仕入及び販売の状況】

(1) 仕入実績

部門	当第1四半期連結会計期間 (自平成20年9月1日 至平成20年11月30日)
セオリーレディス(百万円)	5,032
セオリーメンズ(百万円)	934
ロースナー(百万円)	879
ヘルムート・ラング(百万円)	362
その他(百万円)	426
合計(百万円)	7,634

- (注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2 その他は、表示以外の部門(PLS + T及びアーバンホリック等)の仕入額であります。

(2) 販売実績

部門別販売実績

部門	当第1四半期連結会計期間 (自平成20年9月1日 至平成20年11月30日)
セオリーレディス(百万円)	10,510
セオリーメンズ(百万円)	1,623
ロースナー(百万円)	1,951
ヘルムート・ラング(百万円)	721
その他(百万円)	1,219
合計(百万円)	16,026

- (注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2 その他は、表示以外の部門(PLS + T及びアーバンホリック等)の販売額であります。

形態別販売実績

販売形態	当第1四半期連結会計期間 (自平成20年9月1日 至平成20年11月30日)
直接対面販売(百万円)	6,935
卸売(百万円)	8,889
その他(百万円)	201
合計(百万円)	16,026

- (注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
 2 直接対面販売とは、当社直営店の売上であります。直営店のうち、百貨店インショップについては、当該百貨店に対する卸売価格での売上であります。
 3 その他は、社員向け販売等の売上であります。
 4 当第1四半期連結会計期間の主な相手先別の販売実績の総販売実績に対する割合は、100分の10未満であるため、記載を省略しております。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 経営成績の分析

当第1四半期連結会計期間(平成20年9月1日～平成20年11月30日)においては、米国の金融危機に端を発する世界経済の景況感の悪化により、個人消費も全世界的に減退傾向が続きました。

このような状況のもと、当社グループは、コンテンポラリーマーケットのリーディングブランドである「Theory」において、前期に引き続き百貨店とのタイアップによるイベント開催等を通じて市場における地位を更に高める施策を講じることに加えて、「Helmut Lang」等の「Theory」に続くブランドの育成にも引き続き注力し、当社グループの成長力強化を積極的に進めて参りました。

その結果、当第1四半期連結会計期間の売上高は16,026百万円(前年同期比11.7%減)となりました。

日本では、直営店の販売減少により売上高は5,816百万円(前年同期比3.8%減)となりました。米国では、小売市況悪化の影響等により「Theory」事業の売上高が減少したことに加えて、前年同期に比べて円高が進行したことによる円換算額の減少が影響し、売上高が8,051百万円(前年同期比14.4%減)となりました。欧州では、「Theory」及び「Helmut Lang」事業の販売増加の一方で、「Rosner」事業の減収が影響し、売上高が2,693百万円(前年同期比15.3%減)となりました。

売上高の減少に伴い、売上総利益は8,806百万円(前年同期比9.5%減)となりましたが、生販バランスの改善により売上総利益率は54.9%と前年同期比1.3%改善しました。また、販売費及び一般管理費は、日米欧各地域における経費削減の取り組みにより7,639百万円(前年同期比2.7%減)となりましたが、売上総利益の減少を補うには至らず、営業利益は1,166百万円(前年同期比38.1%減)となりました。

営業外損益においては、円高に伴う米国及び欧州子会社に対する円建て貸付金に係る為替評価損の発生などにより為替差損756百万円(前年同期は800百万円)を計上したため、経常利益は400百万円(前年同期比61.1%減)となりました。

特別損益においては、ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の一部買入消却に伴い206百万円の

特別利益を計上した一方で、日米での訴訟費用47百万円などを特別損失に計上しています。なお、前第1四半期連結会計期間において、米国子会社における投資持分の配当として1,035百万円の特別利益を計上しております。

以上の結果、税金等調整前四半期純利益550百万円（前年同期比73.1%減）となりましたが、前期に引き続き欧州子会社の税引前四半期純損失、並びに米国子会社ののれん償却額について繰延税金資産を認識できないために税負担率が上がった結果、四半期純利益は23百万円（前年同期比98.2%減）となりました。

（ ）前年同期比は参考値として記載しております。

各事業部門における業績は次の通りです。

セオリーレディス・セオリーメンズ部門

日本では、百貨店の売上高減少が続く厳しい環境のなか、「Theory」women's、「Theory luxe」において厳選した立地への出店を継続しました。特に「Theory luxe」は第1四半期連結会計期間における既存店売上高が前年を超過するなど、引き続き堅調に推移しました。出店の内訳は「Theory」women's 2店舗、「Theory luxe」3店舗となっております。

米国では、「Theory」women'sにおいて、前年の冬シーズン商品の出荷が一部前倒しになった影響による減収に加えて、リテール部門において他ブランドの値引き販売増加のあおりを受けてアウトレット店舗の売上高が伸び悩んだために、売上高は前年同期比で減少しました。当第1四半期連結会計期間における出店は「Theory」women's 1店舗となっております。

欧州では、「Theory」women'sにおいて、百貨店に対する卸売販売の堅調な伸びに加えて、当第1四半期連結会計期間においてロンドンに直営店2店舗がオープンしたことが寄与した結果、売上高は前年同期比で増加しました。

これらの結果、当第1四半期連結会計期間のセオリーレディスの売上高は10,510百万円（前年同期比9.7%減）、セオリーメンズの売上高は1,623百万円（前年同期比0.8%減）となりました。

ロースナー部門

卸売販売を中心に、「Rosner」事業は前期に引き続き販売が減少しました。当第1四半期連結会計期間の売上高は1,951百万円（前年同期比25.2%減）となりました。

ヘルムート・ラング部門

2007年春夏シーズンより販売を開始した「Helmut Lang」は、グループ事業における重要性が高まっていることを勘案し、当第1四半期連結会計期間からその他部門より区分して表記することにしました。ヘルムート・ラング部門の当第1四半期連結会計期間の売上高は721百万円（前年同期比42.4%増）となりました。当第1四半期連結会計期間に、日本において直営店3店舗がオープンしました。

その他部門

日本におけるセレクトショップ業態である「PLS+T」は、前期に出店した店舗の寄与に加えて、当第1四半期連結会計期間に直営店2店舗がオープンしたことにより、売上高が伸張しました。

なお、当第1四半期連結会計期間から、前期まで個別に表示していましたアーバンホリック部門と、事業を終了したブルーフ（カルソン）部門を、その他部門に含めて表示し、ヘルムート・ラング部門はその他部門より区別して表記することにしました。よって当第1四半期連結会計期間の売上高は

1,219百万円（前年同期比30.4%減）となりました。また出店は5店舗、退店は1店舗となっております。

所在地別セグメントの業績は次の通りです。

日本

直営店13店舗を出店、1店舗を閉店し、当第1四半期連結会計期間末の直営店舗数は187店舗となりました。売上高は前年同期比で減少しましたが、前期に引き続き在庫水準の厳格な管理に取り組み、売上原価率が大幅に改善したことに加えて、全社的な経費削減に取り組みました。当第1四半期連結会計期間の日本における売上高は5,816百万円（前年同期比3.8%減）、営業利益は1,048百万円（前年同期比6.3%増）となりました。

北米

直営店1店舗を出店し、当第1四半期連結会計期間末の直営店舗数は37店舗となりました。売上高は小売市況悪化の影響に加えて、円高進行による円換算額の減少により、前年同期比で減少しました。「Theory」women's、Helmut Langにおいて売上総利益率が改善しましたが、売上高の減少を補うに至りませんでした。当第1四半期連結会計期間の北米における売上高は8,051百万円（前年同期比14.4%減）、営業利益は563百万円（前年同期比37.0%減）となりました。

欧州

欧州における「Theory」事業は前期に引き続き伸張しておりますが、「Rosner」事業の販売が減少しました。当第1四半期連結会計期間の欧州における売上高は2,693百万円（前年同期比15.3%減）、営業損失138百万円（前年同期は326百万円の営業利益）となりました。

その他

日本を除くアジアでは、当第1四半期連結会計期間末において現地法人を通じて中国で7店舗、香港で4店舗の「Theory」women's直営店を展開しています。当第1四半期連結会計期間の日本を除くアジアにおける売上高は120百万円（前年同期比61.1%増）、営業損失27百万円（前年同期は13百万円の営業損失）となりました。

（2）財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末における総資産は38,600百万円となり、前連結会計年度末に比べて1,709百万円減少しました。流動資産は18,997百万円となり、前連結会計年度末に比べて1,128百万円減少しました。当第1四半期連結会計期間が秋冬シーズンの売上高が膨らむ時期にあたることから受取手形及び売掛金が939百万円増加、棚卸資産も米国子会社における新規事業の拡大等に伴い65百万円の増加となった一方で、前連結会計年度末に比べて対ドル、対ユーロで円高が進行したことにより米国子会社及び欧州子会社資産の円換算額が減少したことが影響しました。固定資産は19,602百万円となり、前連結会計年度末に比べて580百万円減少しました。有形固定資産の減価償却及びのれん・商標権の償却の進展に加えて、円高進行による円換算額の減少も影響しました。

また、流動負債は12,950百万円となり、前連結会計年度末に比べて863百万円増加しました。欧州子会社等において買掛金が127百万円減少した一方で、米国子会社において棚卸資産増加による運転資金需要の増加に伴い、短期借入金が増加しました。固定負債は、ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の買入消却2,500百万円に加えて、長期借入金の約定返済により14,444百万円となり、

前連結会計年度末に比べて2,552百万円減少しました。

純資産は、四半期純利益23百万円計上的一方で繰延ヘッジ損益が減少したために11,205百万円となり、前連結会計年度末に比べて20百万円減少しました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べて2,132百万円減少し、3,180百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間における営業活動の結果減少した資金は27百万円となりました。四半期純利益23百万円計上的一方で、売上債権、棚卸資産の増加が影響しました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間における投資活動の結果使用した資金は292百万円となりました。米国及び欧州子会社における直営店出店等に伴い有形固定資産取得による支出が227百万円発生しました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間における財務活動の結果使用した資金は1,736百万円となりました。米国子会社において短期借入金が増加した一方で、ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の買入消却による支出2,303百万円が発生しました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

特記すべき事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	456,000
計	456,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成20年11月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年1月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	158,920	158,920	東京証券取引所 (マザーズ)	
計	158,920	158,920		

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成21年1月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法に基づき発行した新株予約権(ストックオプション)は、次のとおりであります。

平成14年9月30日臨時株主総会決議(平成14年10月15日取締役会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年11月30日)
新株予約権の数(個)	15(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	120(注)1 3 5 6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	7,000(注)4 5 6
新株予約権の行使期間	平成16年10月1日から 平成24年9月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 7,000(注)5 6 資本組入額 3,500(注)5 6
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡、質入その他一切の処分ができない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議から、行使により減額したものと及び退職による権利喪失者の当該数を減額したものであります。

2 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社又はその子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当と認めた理由のある場合はこの限りでない。

3 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(又は併合)の比率

4 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

5 平成17年3月11日付で1株を4株に株式分割しており、新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権1個当たり1株から4株に、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額は、14,000円及び7,000円にそれぞれ調整されております。

6 平成17年10月20日付で1株を2株に株式分割しており、新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権1個当たり4株から8株に、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額は、7,000円及び3,500円にそれぞれ調整されております。

平成15年10月17日臨時株主総会決議(平成15年12月25日取締役会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年11月30日)
新株予約権の数(個)	300(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,400(注)2 3 5 6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	131,250(注)4 5 6
新株予約権の行使期間	平成17年9月11日から 平成25年9月10日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 131,250(注)5 6 資本組入額 65,625(注)5 6
新株予約権の行使の条件	(注)1
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡、質入その他一切の処分ができない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社又はその子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当と認めた理由のある場合はこの限りでない。

- 2 新株予約権者は、下記の各期間中において、既に行使した新株予約権の個数の累計が、下記のそれぞれの期間について規定された新株予約権の個数を超えない限りにおいて、新株予約権を行使することができるものとする。ただし、かかる行使により発行される株式数は1株の整数倍でなければならない。

平成17年9月11日から平成18年9月10日まで	割当を受けた新株予約権の3分の1
平成18年9月11日から平成25年9月10日まで	割当を受けた新株予約権のすべて

- 3 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(又は併合)の比率}$$

- 4 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- 5 平成17年3月11日付で1株を4株に株式分割しており、新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権1個当たり1株から4株に、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額は、262,500円及び131,250円にそれぞれ調整されております。

- 6 平成17年10月20日付で1株を2株に株式分割しており、新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権1個当たり4株から8株に、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額は、131,250円及び65,625円にそれぞれ調整されております。

平成16年8月25日臨時株主総会決議(平成16年8月31日取締役会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年11月30日)
新株予約権の数(個)	140(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,120(注)1 3 5 6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	131,250(注)4 5 6
新株予約権の行使期間	平成18年8月26日から 平成26年8月24日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 131,250(注)5 6 資本組入額 65,625(注)5 6
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡、質入その他一切の処分ができない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議から、行使により減額したものと及び退職による権利喪失者の当該数を減額したものであります。

2 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社又はその子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当と認めた理由のある場合はこの限りでない。

3 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(又は併合)の比率

4 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

5 平成17年3月11日付で1株を4株に株式分割しており、新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権1個当たり1株から4株に、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額は、262,500円及び131,250円にそれぞれ調整されております。

6 平成17年10月20日付で1株を2株に株式分割しており、新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権1個当たり4株から8株に、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額は、131,250円及び65,625円にそれぞれ調整されております。

平成16年8月25日臨時株主総会決議(平成16年10月27日取締役会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年11月30日)
新株予約権の数(個)	9
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	72(注)2 4 5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	131,250(注)3 4 5
新株予約権の行使期間	平成18年8月26日から 平成26年8月24日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 131,250(注)4 5 資本組入額 65,625(注)4 5
新株予約権の行使の条件	(注)1
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡、質入その他一切の処分ができない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社又はその子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当と認めた理由のある場合はこの限りでない。

2 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(又は併合)の比率}$$

3 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

4 平成17年3月11日付で1株を4株に株式分割しており、新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権1個当たり1株から4株に、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額は、262,500円及び131,250円にそれぞれ調整されております。

5 平成17年10月20日付で1株を2株に株式分割しており、新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権1個当たり4株から8株に、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額は、131,250円及び65,625円にそれぞれ調整されております。

平成17年11月29日定時株主総会決議(平成18年1月26日取締役会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年11月30日)
新株予約権の数(個)	481(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	481(注)1 3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	741,300(注)4
新株予約権の行使期間	平成21年2月14日から 平成24年2月13日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 741,300 資本組入額 370,650
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議から、退職による権利喪失者の当該数を減額したものであります。

- 2 新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社グループ会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定める場合を除く。

なお、新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権者が死亡した日から1年間に限り、相続人又は当社取締役会が相当と認める者が新株予約権を行使できる。ただし、新株予約権が、新株予約権者の死亡時に行使可能である場合に限られる。その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定める。

- 3 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(又は併合)の比率

- 4 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割} \cdot \text{併合の比率}}$$

平成17年11月29日定時株主総会決議(平成18年4月11日取締役会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年11月30日)
新株予約権の数(個)	25
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	25(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	704,000(注)3
新株予約権の行使期間	平成21年4月19日から 平成24年4月18日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 704,000 資本組入額 352,000
新株予約権の行使の条件	(注)1
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社グループ会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定める場合を除く。

なお、新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権者が死亡した日から1年間に限り、相続人又は当社取締役会が相当と認める者が新株予約権を行使できる。ただし、新株予約権が、新株予約権者の死亡時に行使可能である場合に限られる。その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定める。

2 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(又は併合)の比率

3 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割} \cdot \text{併合の比率}}$$

会社法に基づき発行した新株予約権(ストック・オプション)は、次のとおりであります。

平成19年11月28日定時株主総会決議(平成20年4月30日取締役会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年11月30日)
新株予約権の数(個)	725
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	725(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	224,000(注)3
新株予約権の行使期間	平成23年5月14日から 平成26年5月13日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 224,000 資本組入額 112,000
新株予約権の行使の条件	(注)1
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注)1 新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社グループ会社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定める場合を除く。

なお、新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権者が死亡した日から1年間に限り、相続人又は当社取締役会が相当と認める者が新株予約権を行使できる。ただし、新株予約権が、新株予約権者の死亡時に行使可能である場合に限られる。その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定める。

2 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(又は併合)の比率

3 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

4 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定する。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、払込金額を組織再編成行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

旧商法に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

平成18年4月25日取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年11月30日)
新株予約権の数(個)	2,140
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	12,133(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	886,250(注)3
新株予約権の行使期間	平成18年5月26日から 平成30年4月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 886,250 資本組入額 443,125
新株予約権の行使の条件	(注)1
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	(注)4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	
新株予約権付社債の残高(百万円)	10,741

(注) 1 本新株予約権付社債所持人は、平成29年5月31日までは、当社の前四半期会計期間の末日(現在、2月、5月、8月、11月の各末日)までの東京における30連続取引日の期間中の任意の20取引日において、終値が当該前四半期末日(ただし、平成29年5月31日は除く。)における転換価額(ただし調整に服する)の120%(1円未満の端数は切り捨て)を上回った場合のみ、本新株予約権を行使することができるものとする。この場合、本新株予約権付社債所持人は、当該前四半期の次の四半期の初日から末日までの期間中、本新株予約権を行使することができる。本新株予約権付社債所持人は、平成29年6月1日以降は、終値が当該取引日における転換価額の120%(1円未満の端数は切り捨て)を1日でも上回った場合には、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、上記いずれの場合も、新株予約権行使受付代理人に本新株予約権付社債券及びその他行使請求に必要な書類が預託され、その他行使請求に必要な条件が満足された日は上記新株予約権の行使期間記載の行使請求期間中の日でなければならない。転換請求権の上記制限は、当社以外の者からすべての株主(ただし、当該申出者並びにその支配する会社及び個人を除く。)に対して当社株式の全部又は一部を買い取る申し出がなされた場合には適用されないものとする。各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

2 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(又は併合)の比率

3 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

4 新株予約権を行使しようとする者の請求があるときは、その新株予約権が付せられた社債の全額の償還に代えて、新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込があったものとする。また、新株予約権が行使されたときには、当該請求があったものとみなす。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年11月30日		158,920		6,396		4,479

(5) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、実質株主が把握できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成20年8月31日の株主名簿により記載しております。

【発行済株式】

平成20年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 158,920	158,920	
単元未満株式			
発行済株式総数	158,920		
総株主の議決権		158,920	

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 9月	10月	11月
最高(円)	198,400	142,000	115,000
最低(円)	132,000	81,700	85,000

(注) 株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、四半期連結財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年8月7日内閣府令第50号)附則第7条第1項第5号ただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則を適用しています。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間(平成20年9月1日から平成20年11月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年11月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,180	5,312
受取手形及び売掛金	5,675	4,736
たな卸資産	1 8,165	1 8,100
繰延税金資産	1,194	1,170
その他	889	916
貸倒引当金	107	110
流動資産合計	18,997	20,126
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	3,764	3,888
その他(純額)	1,389	1,356
有形固定資産	2 5,153	2 5,245
無形固定資産		
商標権	4,484	4,809
のれん	5,203	5,421
その他	313	367
無形固定資産合計	10,001	10,598
投資その他の資産		
投資有価証券	2	2
敷金及び保証金	1,259	1,277
繰延税金資産	2,726	2,628
その他	770	760
貸倒引当金	310	330
投資その他の資産合計	4,447	4,339
固定資産合計	19,602	20,183
資産合計	38,600	40,310

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年11月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年8月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	4,161	4,289
短期借入金	3,983	3,302
1年内返済予定の長期借入金	1,281	1,349
未払金	1,899	1,898
未払法人税等	544	138
役員賞与引当金	77	-
賞与引当金	506	524
その他	494	583
流動負債合計	12,950	12,087
固定負債		
転換社債型新株予約権付社債	10,741	13,253
長期借入金	1,591	1,707
役員退職慰労引当金	189	189
退職給付引当金	675	726
その他	1,245	1,120
固定負債合計	14,444	16,997
負債合計	27,394	29,084
純資産の部		
株主資本		
資本金	6,396	6,396
資本剰余金	4,479	4,479
利益剰余金	1,299	1,303
株主資本合計	12,176	12,180
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1	0
繰延ヘッジ損益	28	18
為替換算調整勘定	968	995
評価・換算差額等合計	998	977
新株予約権	14	7
少数株主持分	12	14
純資産合計	11,205	11,225
負債純資産合計	38,600	40,310

(2)【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結累計期間 (自平成20年9月1日 至平成20年11月30日)
売上高	16,026
売上原価	7,220
売上総利益	8,806
販売費及び一般管理費	¹ 7,639
営業利益	1,166
営業外収益	
受取利息及び配当金	7
保険配当金	2
貯蔵品売却益	2
その他	9
営業外収益合計	22
営業外費用	
支払利息	29
為替差損	756
その他	2
営業外費用合計	788
経常利益	400
特別利益	
有形固定資産売却益	0
社債償還益	206
特別利益合計	206
特別損失	
固定資産除売却損	1
商品廃棄損	1
リース解約損	2
訴訟関連損失	² 47
その他	4
特別損失合計	57
税金等調整前四半期純利益	550
法人税、住民税及び事業税	671
法人税等調整額	143
法人税等合計	528
少数株主利益	2
四半期純利益	23

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年9月1日 至平成20年11月30日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	550
減価償却費	327
のれん償却額	78
役員賞与引当金の増減額（は減少）	67
賞与引当金の増減額（は減少）	138
貸倒引当金の増減額（は減少）	14
退職給付引当金の増減額（は減少）	33
受取利息及び受取配当金	7
社債償還益	206
支払利息	29
為替差損益（は益）	746
商標権償却額	206
有形及び無形固定資産売却損益（は益）	0
有形及び無形固定資産除却損	0
商品廃棄損	1
リース解約損	2
訴訟関連損失	47
売上債権の増減額（は増加）	1,159
たな卸資産の増減額（は増加）	368
仕入債務の増減額（は減少）	23
未払金の増減額（は減少）	81
未払費用の増減額（は減少）	27
未払消費税等の増減額（は減少）	37
その他	216
小計	274
利息及び配当金の受取額	1
利息の支払額	27
リース解約の支払額	2
法人税等の支払額	204
その他の支出	68
営業活動によるキャッシュ・フロー	27

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間
(自平成20年9月1日
至平成20年11月30日)

投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	227
有形固定資産の売却による収入	1
無形固定資産の取得による支出	11
投資有価証券の取得による支出	0
貸付けによる支出	0
貸付金の回収による収入	5
長期前払費用の取得による支出	59
投資活動によるキャッシュ・フロー	292
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額（は減少）	753
長期借入金の返済による支出	183
配当金の支払額	0
社債の買入消却による支出	2,303
その他	3
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,736
現金及び現金同等物に係る換算差額	75
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	2,132
現金及び現金同等物の期首残高	5,312
現金及び現金同等物の四半期末残高	3,180

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期連結累計期間
(自平成20年9月1日至平成20年11月30日)

1 会計処理基準に関する事項の変更

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法の変更

たな卸資産

(イ) 商品

従来、当社及び国内連結子会社は移動平均法による原価法によっておりましたが、当第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成18年7月5日企業会計基準第9号)が適用されたことに伴い、移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。

また、在外連結子会社は移動平均法又は先入先出しによる原価法によっておりましたが、当第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成18年7月5日企業会計基準第9号)が適用されたことに伴い、移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)又は先入先出法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。

この変更による、営業損益、経常損益、税金等調整前四半期純損益及びセグメント情報に与える影響はありません。

(ロ) 貯蔵品

従来、当社及び国内連結子会社は最終仕入原価法による原価法によっておりましたが、当第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成18年7月5日企業会計基準第9号)が適用されたことに伴い、最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。

また、在外連結子会社は移動平均法又は先入先出しによる原価法によっておりましたが、当第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成18年7月5日企業会計基準第9号)が適用されたことに伴い、移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)又は先入先出法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。

この変更による、営業損益、経常損益、税金等調整前四半期純損益及びセグメント情報に与える影響はありません。

(2) 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用

当第1四半期連結会計期間より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。

この変更による、営業損益、経常損益、税金等調整前四半期純損益に与える影響は軽微であります。また、セグメント情報に与える影響はありません。

(3) リース取引に関する会計基準の適用

「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成5年6月17日最終改正平成19年3月30日企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会平成6年1月18日最終改正平成19年3月30日企業会計基準適用指針第16号)を当第1四半期連結会計期間から早期に適用し、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理から通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に変更し、リース資産として計上しております。

また、リース資産の減価償却の方法は、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する方法によっております。

なお、リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。

この結果、リース資産が有形固定資産に113百万円計上されておりますが、営業損益、経常損益、税金等調整前四半期純損益に与える影響は軽微であります。また、セグメント情報に与える影響はありません。

【簡便な会計処理】

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年9月1日至平成20年11月30日)	
1 法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	一部の連結子会社についての法人税等の納付税額の算定に関しては、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっております。 繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前連結会計年度末において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第1四半期連結会計期間 (自平成20年9月1日至平成20年11月30日)	
1 税金費用の計算	当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年11月30日)	前連結会計年度末 (平成20年8月31日)
1 たな卸資産の内訳は以下のとおりであります。 商品 7,187百万円 貯蔵品 977百万円	1 たな卸資産の内訳は以下のとおりであります。 商品 6,531百万円 貯蔵品 1,568百万円
2 有形固定資産の減価償却累計額は3,711百万円であります。	2 有形固定資産の減価償却累計額は3,780百万円であります。
3 担保提供資産	3 担保提供資産
(1) 担保に供している資産 Link Theory Holdings (US) Inc. の子会社5社の総資産 25,043百万円	(1) 担保に供している資産 Link Theory Holdings (US) Inc. の子会社5社の総資産 25,923百万円
(2) 上記に対応する債務 輸入信用状等(極度額) 1,242百万円	(2) 上記に対応する債務 輸入信用状等(極度額) 1,241百万円

(四半期連結損益計算書関係)

第1四半期連結累計期間

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年9月1日 至平成20年11月30日)	
1	販売費及び一般管理費の主な内訳は以下のとおり であります。
	役員報酬 129百万円
	給与手当及び賞与 2,448百万円
	役員賞与引当金繰入額 43百万円
	賞与引当金繰入額 210百万円
	退職給付費用 11百万円
	貸倒引当金繰入額 17百万円
	減価償却費 327百万円
	のれん償却額 78百万円
	地代家賃 901百万円
	見本費 272百万円
	商標権償却額 206百万円
	業務委託料 244百万円
2	現在係争中の訴訟に係る費用であります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年9月1日 至平成20年11月30日)	
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸 借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
現金及び預金	3,180百万円
預入期間が3か月を超える 定期預金	百万円
現金及び現金同等物	<u>3,180百万円</u>

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成20年11月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成20年9月1日至平成20年11月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	158,920

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

会社名	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)	当第1四半期 連結会計期間末残高 (百万円)
提出会社			14
合計			14

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

当第1四半期連結会計(累計)期間(自平成20年9月1日至平成20年11月30日)

リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っておりますが、当第1四半期連結会計期間末におけるリース取引残高は、前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載していません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年9月1日至平成20年11月30日)

売上高、営業利益及び資産の金額は、全セグメントの売上高の合計、営業利益及び全セグメント資産の金額の合計額に占める衣料品事業の割合がいずれも90%超であるため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年9月1日至平成20年11月30日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	5,755	7,456	2,693	120	16,026		16,026
(2) セグメント間の 内部売上高又は 振替高	60	595			656	(656)	
計	5,816	8,051	2,693	120	16,682	(656)	16,026
営業利益又は 営業損失()	1,048	563	138	27	1,444	(278)	1,166

(注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2. 日本以外の区分に属する主な国又は地域

(1) 北米・・・米国

(2) 欧州・・・ドイツ、フランス、英国

(3) その他・・・中国(香港を含む)

【海外売上高】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年9月1日至平成20年11月30日)

	北米	欧州	その他	合計
海外売上高(百万円)	7,348	2,690	368	10,406
連結売上高(百万円)				16,026
連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	45.9	16.8	2.3	64.9

(注) 1. 各区分は、地理的近接度によっております。

2. 各区分に属する主な国又は地域

(1) 北米・・・米国、カナダ

(2) 欧州・・・ドイツ、オランダ、英国

(3) その他・・・韓国、中国(香港を含む)、台湾

3. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年11月30日)	前連結会計年度末 (平成20年8月31日)
70,339.82円	70,495.46円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年11月30日)	前連結会計年度末 (平成20年8月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	11,205	11,225
普通株式に係る純資産額(百万円)	11,178	11,203
差額の主な内訳(百万円)		
新株予約権	14	7
少数株主持分	12	14
普通株式の発行済株式数(株)	158,920	158,920
普通株式の自己株式数(株)		
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	158,920	158,920

2 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

第1四半期連結累計期間

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年9月1日 至平成20年11月30日)	
1株当たり四半期純利益	148.46円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	148.36円

(注) 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益算定上の基礎

項目	当第1四半期連結累計期間 (自平成20年9月1日 至平成20年11月30日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益(百万円)	23
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	23
普通株主に帰属しない金額(百万円)	
普通株式の期中平均株式数(株)	158,920
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に用いられた普通株式増加数(株)	113
普通株式増加数(株)	113
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	新株予約権6種類(新株予約権の目的となる株式の数4,823株)及び第1回転換社債型新株予約権付社債(券面総額10,700百万円並びに新株予約権1種類(新株予約権の目的となる株式の数12,133株))

(重要な後発事象)

当第1四半期連結会計期間
(自平成20年9月1日至平成20年11月30日)

(米国における訴訟事件の和解について)

当社、当社の連結子会社の㈱リンク・インターナショナル及びLink Theory Holdings (US) Inc.及び当社代表取締役佐々木力ら(以下「当社ら」と総称します。)は、平成18年9月5日、米国においてElie Tahari氏及びElie Tahari 2003 Grantor Retained Annuity Trust(以下「Elie Tahari氏ら」と総称します。)から損害賠償請求訴訟を提起されておりましたが、平成20年12月8日、和解について合意致しました。

1. 訴訟の概要

Elie Tahari氏らは、平成18年9月5日、Theory LLC買収に関連して、当社らに忠実義務違反、詐欺、不当利得、契約違反等があり、これらによってElie Tahari氏らが182百万ドル以上にのぼる損害を被ったとして当社らを被告とする損害賠償請求訴訟を提起しました。

この事件に関してニューヨーク州裁判所は、平成19年6月18日に、Elie Tahari氏らによる請求のうちTheoryブランドに関するロイヤリティ支払い金額が不足しているとする請求を除き、全ての請求(忠実義務違反、詐欺、不当利得等)を棄却しましたが、これに対しElie Tahari氏らは控訴審に上訴し、ロイヤリティ支払の件も含めて依然係争中の状況にありました。

2. 和解に至った経緯及び和解の内容

当社らはこれまで法的手続きに則り主張を行って参りましたが、本件の提訴から現在までに費やした訴訟費用や関係者の労力と時間は多大であることもあり、今後も当該訴訟を継続する場合の事業活動への影響を検討した結果、本件につきましては訴訟を継続するよりも、早期に和解することが当社らにとって最善であると判断し、平成20年12月8日付の和解契約において、当社らがElie Tahari氏らに対して6,250千ドルの和解金を支払うこと及びElie Tahari氏らが当社らに対する全ての請求を取り下げることについて合意致しました。

当第1四半期連結会計期間

(自平成20年9月1日至平成20年11月30日)

(連結子会社の持分売却について)

当社は、平成20年12月30日に当社100%子会社であるRosner GmbH & Co. KG(以下「Rosner社」)の全持分を売却することを決議し、同日実施致しました。

1. 売却の理由

当社は、欧州におけるTheory事業の拡大を図る目的で、平成17年11月にRosner社の100%持分を取得致しました。しかしながら、買収後に同社が展開する「rosner」ブランドの販売不振が続き、連結上、平成18年8月期以降損失を計上してきました。当社ではRosner社の業績建て直しにグループ丸となって取り組んで参りましたが、欧州におけるTheory事業の基盤が整いつつありRosner社取得の目的が達成されたため、事業ポートフォリオ最適化の観点から今般同社を売却致しました。

2. 売却先の概要

(商号) CFC Industriebeteiligungen GmbH & Co. KGaAが設立する100%子会社
CFC Sechste Zwischenholding GmbH

(代表者) Marcus Linnepe

(所在地) Westfalendamm 9, 44141 Dortmund, Germany

(主な事業内容) 事業投資等

(当社との関係) 人的及び資本的关系並びに取引関係はありません。

3. 売却する子会社の概要(注)

(商号) Rosner GmbH & Co. KG

(代表者) Christian Schulz
Holger Philipps

(所在地) Schö Inhammerstrasse 25, 85055 Ingolstadt, Germany

(主な事業内容) 「rosner」ブランド衣料品の企画・生産・販売

(決算月) 6月

(注) 「rosner」ブランド衣料品のアウトレット事業を運営している、Rosner社の100%子会社のLink Rosner GmbHについても、同時に売却となっております。

4. 持分売却の内容

(売却前の持分割合) 100%

(売却金額) 1ユーロ

(売却損益) 当該会社決算が未確定であり、税務面も含め精査中のため、現時点では影響額を客観的に見積もることができません。

(売却後の持分割合) 0%

5. その他重要な事項

当社子会社Link Theory Holdings(Europe)GmbHから5百万ユーロを劣後ローン(注)としてRosner社に供与致します。

(注) この劣後ローンは返済期限の定めがなく、Rosner社がフリーキャッシュフローを創出した場合にその20%が元利金返済に充当される条件となっております。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 1月14日

株式会社 リンク・セオリー・ホールディングス
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 渡邊浩一郎 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 武内清信 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 上倉要介 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社リンク・セオリー・ホールディングスの平成20年9月1日から平成21年8月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間(平成20年9月1日から平成20年11月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社リンク・セオリー・ホールディングス及び連結子会社の平成20年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

1. (重要な後発事象)に記載されているとおり、会社は平成20年12月8日に会社と会社の連結子会社の株式会社リンク・インターナショナル、Link Theory Holdings (US) Inc.らと、Elie Tahari氏らとの間の訴訟事件の和解について合意している。
2. (重要な後発事象)に記載されているとおり、会社は平成20年12月30日に100%子会社であるRosner GmbH & Co.KGの全持分を売却した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。